

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」について

◎特別徴収の方法により納税している方が、退職や転勤などにより貴社の給与の支払を受けなくなった場合、その給与の支払を受けなくなった月の翌月10日まで、白鷹町町民税務課に必ず提出してください。（提出が遅れますとこちらの手続きも遅くなり、納入金額に相違がある等支障をきたすため、期限厳守でお願いします。）

◎記載の仕方については、記入例①～③をご参照いただき、提出の際は次のことにもご注意ください。

- (1) 退職時、退職後に支払われる給与又は退職手当等から特別徴収額の未徴収分を「一括徴収」する場合は、異動届出書の一括徴収の申し出の欄に、徴収月日、徴収予定額、異動者確認印などを必ず記載してください。 → 記入例①
- (2) 一括徴収できない場合は「普通徴収」となり、異動届出書が提出され次第、直接本人宛に納税通知書を送付しますので、そのことも説明して下さるようお願いいたします。（ただし、平成21年1月1日以降の退職者については、必ず一括徴収してください。） → 記入例②
- (3) 転勤などにより、新しい勤務先で「特別徴収の継続」を希望する場合、徴収済額や何月分までなのか等、お間違えのないようにご記入ください。なお、転勤先の事業所には必ず連絡してください。 → 記入例③

*その他の異動で記入の仕方がわからないなど、何かありましたら遠慮なくお問合せください。

◎特別徴収税額が0円、もしくは1期分のみですでに徴収が終了している方でも、退職等の異動がありましたら提出してください。

◎特別徴収に係る給与所得者異動届出書に当庁の受付印の押印が必要な場合は、返信用封筒を同封の上、提出用・控用ともに提出してください。受付印の押印が不要な場合は、提出用のみ提出してください。

記入例①

一括徴収の場合

白鷹一郎さんは、平成20年9月30日に「〇△製作所」を退職した。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書（提出用）

※ No

白鷹町長殿 平成20年10月1日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〇〇市〇〇-丁目1-1	特別徴収義務者 指定番号 012345		この届出書 に回答する 係氏名並び に電話番号		係 〇〇係	氏名 〇〇〇〇	電話 〇〇-〇〇〇〇内線〇〇
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額	
個人コード 3456	氏名 白鷹一郎 (旧姓)		円	6月から 9月まで 円	円	平成20年 9月30日	①退職 ②転勤 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	1.特別徴収継続 ②一括徴収 一括徴収した税 額は9月分で 納入します。 3.普通徴収	円 2,700,000	控除社会 保険料額 円 180,000
現住所 給与の支払を受けなくなった後の住所 白鷹町大字荒砥申〇〇番地			100,000	円 33,600	66,400					
新事業所 住所 名称 電話番号										
※ 新事業所コード			翌年1月1日以降の退職者に未徴収税額がある場合は、必ず一括徴収して下さい。 (法321の5II)							

◎ 退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収お願いいたします。一括徴収する場合は、次の欄に記入して下さい。

一括徴収の理由 ① 異動が平成20年12月31日までで申出があったため(9月26日申出) 2. 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため	給与または退職手当等の支払予定月日(徴収月日)	一括徴収予定額		※ 町民税務課記入欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	現年度 第 期更正	新年度 第 期更正
	10・8	支払予定日ごとの徴収予定額 円 66,400	合計(上記(ウ)と同額) 円		月割額	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他		処理済印	
異動者確認印 (上記理由1.の場合のみ)	白鷹	円 66,400		6月分	7月分以降				
		円		円	円				

注意 1. 退職時までの給与支払額及び控除社会保険料額の欄は、退職する年の1月1日から退職時までの額を記入してください。
2. ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。
3. 異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。

記入例②

特別徴収から普通徴収になる場合

白鷹一郎さんは、平成20年10月31日に「〇△製作所」を退職した。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書（提出用）

※ No

白鷹町長殿 平成20年11月1日提出		給与（特別徴収義務者） 支払者	所在地	〇〇市〇〇-丁目1-1		特別徴収義務者 指定番号	012345			
			名称	〇△製作所			この届出書 に応答する 係氏名並び に電話番号	係	〇〇係	
			代表者の 職氏名印	〇〇〇〇		氏名		〇〇〇〇		電話
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時ま での給与 支払額	
個人コード	3456	氏名	白鷹一郎 (旧姓)		円	6月から 10月まで	平成20年 10月30日	①退職 ②転勤 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 一括徴収した税 額は月分 納入します。 ③普通徴収	円 3,000,000
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所		100,000	円 41,900	円 58,100	控除社会 保険料額				
新事業所	住所	白鷹町大字荒砥甲〇〇番地								
	名称									
	電話番号									
※ 新事業所コード			翌年1月1日以降の退職者に未徴収税額がある場合は、必ず一括徴収して下さい。 (法321の5II)							

◎ 退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収お願いいたします。一括徴収する場合は、次の欄に記入して下さい。

一括徴収の理由 1. 異動が平成 年12月31日までで申出があったため（月 日申出） 2. 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため 異動者確認印 (上記理由1.の場合のみ)	給与または退職手当等の支払予定月日(徴収月日)	一括徴収予定額		※町民 税務課 記入欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	現年度 第 期更正	新年度 第 期更正	
		支払予定日ごとの徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)		月 割 額			1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他		
		円	円		6月分	7月分以降	円		円	処理済印


注意 1. 退職時までの給与支払額及び控除社会保険料額の欄は、退職する年の1月1日から退職時までの額を記入してください。
 2. ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。
 3. 異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。

記入例③ 特別徴収継続の場合

白鷹一郎さんは、平成20年11月1日に「○△製作所」から、「□△工業」へ転勤になった。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書（提出用）

※ No

白鷹町長殿 平成20年10月31日提出		給与（特別徴収義務者） 支払者	所在地 ○○市○○-丁目1-1	特別徴収義務者 指定番号 012345					
		代表者の 職氏名印 ○ ○ ○ ○ 	名称 ○△製作所	この届出書 に応答する 係氏名並び に電話番号	係 ○ ○ 係	氏名 ○ ○ ○ ○			
			電話 ○○-○○○○内線○○						
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職時 までの給与 支払額
個人コード 3456	氏名 白鷹一郎 (旧姓)	給与の支払を受けなくなった後の住所 白鷹町大字荒砥甲○○番地	円 100,000	円 6月から 10月まで 円 41,900	円 58,100	平成20年 10月31日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	①特別徴収継続 2.一括徴収 一括徴収した税 額は月分で 納入します。 3.普通徴収	円 3,000,000 控除社会 保険料額 円 200,000
新事業所 住所 ○○町○○ ○○番地 名称 □△工業 電話番号 △△-△△△△			翌年1月1日以降の退職者に未徴収税額がある場合は、必ず一括徴収して下さい。 (法321の5II)						
※ 新事業所コード									

◎ 退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収お願いいたします。一括徴収する場合は、次の欄に記入して下さい。

一括徴収の理由 1. 異動が平成 年12月31日までで申出があったため (月 日申出) 2. 異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため	給与または退職手当等の支払 予定月日 (徴収月日)	一括徴収予定額		※ 町民 税務課 記入欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	現年度 第 期更正	新年度 第 期更正	
		支払予定日 ごとの 徴収予定額	合計 (上記(ウ) と同額)		月 割 額					1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他
		円	円		6月分	7月分以降	円			
異動者確認印 (上記理由1.の場合のみ)		円	円	円	円				処理済印	

- 注意
1. 退職時までの給与支払額及び控除社会保険料額の欄は、退職する年の1月1日から退職時までの額を記入してください。
 2. ※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。
 3. 異動があった場合は、すみやかに提出して下さい。